

滋賀県中小企業振興資金融資要綱

昭和59年3月31日

滋賀県告示第211号

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者等の経営の安定と体質改善に必要な資金の貸付けを行うことにより、生産性の向上と事業活動の活発化を図り、もって中小企業の経営基盤の強化とその振興発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号または第6号に規定する者（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）第13条第2項または第5項の規定により中小企業信用保険法第2条第1項の中小企業者とみなされる者（第5条において「中小企業者とみなされる者」という。）を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 協同組合等 次のいずれかに該当する組合をいう。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会および企業組合
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された協業組合および商工組合
 - ウ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合
 - エ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき設立された生活衛生同業組合
 - オ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に基づき設立された酒類業組合
- (3) 中小企業者等 中小企業者および協同組合等をいう。
- (4) 中小企業団体 次のいずれかに該当する団体をいう。
 - ア 中小企業等協同組合法に基づき設立された滋賀県中小企業団体中央会
 - イ 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づき設立された商工会議所
 - ウ 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された商工会
- (5) 特定事業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する者をいう。
- (6) 特定事業者等 中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する者をいう。
- (7) 親事業者 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第2条第2項に規定する者をいう。
- (8) 下請事業者 下請中小企業振興法第2条第4項に規定するものをいう。
- (9) 支援プラザ 公益財団法人滋賀県産業支援プラザをいう。
- (10) 大型店 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

- (11) 再生手続開始申立等事業者 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業者をいう。
- (12) 信用保証協会 滋賀県信用保証協会をいう。
- (13) 取扱金融機関 知事の指定する取扱金融機関をいう。
- (14) 電子記録債権 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第15条に規定する電子記録債権をいう。

（資金の種類）

第3条 この要綱に基づき融資する資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 経営支援資金
- (2) セーフティネット資金
- (3) 政策推進資金
- (4) 短期事業資金
- (5) 開業資金
- (6) 緊急経済対策資金

（資金使途）

第4条 資金の使途は、資金の種類ごとに別表に定めるとおりとする。

（融資対象者）

第5条 資金の融資対象者は、資金の種類ごとに別表に定める者であつて、次に掲げる要件（中小企業者であることが同表に定める要件とされている資金の融資対象者が中小企業者とみなされる者である場合にあつては、第1号から第3号までに掲げる要件を除く。）を備えているものでなければならない。

- (1) 県内に事業所を有し、6箇月以上継続して現事業を営んでいる者であること（経営支援資金（別表第1項の表資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄1(2)に該当する融資対象者に係るものに限る。）、開業資金およびセーフティネット資金（別表第2項の表資金使途の欄設備資金もしくは運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(4)もしくは(5)に該当する融資対象者に係るものまたは同表資金使途の欄借換資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(1)イもしくはウに該当する融資対象者に係るもの（以下「伴走支援型資金」という。）および同表資金使途の欄設備資金もしくは運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(6)に該当する融資対象者に係るものまたは同表資金使途の欄借換資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄(1)エに該当する融資対象者に係るもの（以下「経営力強化資金」という。）に限る。）の融資を受ける場合を除く。）、
- (2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属し、信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいる者であること。
- (3) 営業に関し、許認可、免許、登録、届出、指定等を必要とする事業にあつては、許認可等を受けていること。
- (4) 税金を完納している者であること。

- (5) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 信用保証協会（他の信用保証協会を含む。）において代位弁済を受けたことがない者または信用保証協会（他の信用保証協会を含む。）において代位弁済を受けた者でその求償債務を完済したものであること。
- (7) 国および地方公共団体の実施する制度資金を利用している場合、その償還が遅れていないこと。
- (8) 融資対象者に係る発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有し、または出資している者でないこと。
- (9) 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）もしくは滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）の規定に違反している者でないこと。
- (10) 融資対象者またはその役員等（融資対象者が法人の場合にあつては役員および支配人ならびに営業所等の代表者、個人にあつては営業所等の代表者をいう。）が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

（融資条件）

第6条 資金の融資限度額（融資残高を加算して算出した融資を受けることができる限度額をいう。以下同じ。）、融資利率、融資期間および償還方法は、資金の種類ごとに別表に定めるとおりとする。

（担保、保証人等）

第7条 取扱金融機関は、資金の融資を受けようとする者に対し、別表に定めるところにより担保の提供を求め、保証人を付けさせ、または信用保証協会の信用保証を付けさせることができる。

2 前項の規定にかかわらず、経営支援資金（別表第1項の表資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄3または4に該当する融資対象者に係るものに限る。）、セーフティネット資金、政策推進資金（別表第3項の表資金使途の欄再生推進資金またはがんばる企業応援資金に該当する資金に限る。）、短期事業資金（別表第4項の表資金使途の欄原油価格・物価高騰対応資金に該当する資金に限る。）、開業資金および緊急経済対策資金にあつては、信用保証協会の信用保証を必

ず付けさせるものとし、経営支援資金（別表第1項の表資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄2に該当する融資対象者に係るものに限る。）にあつては、信用保証協会の信用保証を原則として付けさせるものとする。

- 3 前2項の信用保証の保証料は、資金の種類ごとに信用保証協会が定めるところによるものとする。

（取扱金融機関）

第8条 資金の融資は、資金の種類ごとに別表に定める取扱金融機関を通じて行う。

- 2 県は、前項の融資に必要な資金に充てるため、毎年度予算の範囲内において、取扱金融機関に資金を預託するものとする。
- 3 前項の規定により県が預託する資金の額、利率、期間等は、別に定めるところによる。

（融資の方法）

第9条 資金の融資は、原則として証書貸付けの方法によるものとする。ただし、融資期間が1年以内である融資は、取扱金融機関の定める方法によるものとする。

（融資の申込み等）

第10条 資金の融資を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、資金の種類ごとに別表に定める借入申込先に、同表に定める借入申込書類を提出しなければならない。

（融資の決定）

第11条 中小企業団体および支援プラザは、前条の規定により経営支援資金（別表第1項の表資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄4に該当する融資対象者に係るものを除く。）、セーフティネット資金（伴走支援型資金および経営力強化資金を除く。）、政策推進資金（別表第3項の表資金使途の欄再生推進資金またはがんばる企業応援資金に該当する資金を除く。）、開業資金および緊急経済対策資金に係る借入申込書類の提出があつたときは、その内容について調査を行い、制度の趣旨に合致していると認めたときは、取扱金融機関に対し、当該借入申込書類提出があつた資金のあつせんを行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、前項のあつせんがあつたときは、遅滞なく融資内容について審査を行い、融資の適否を決定し、借入申込者および関係機関にその旨を通知する。
- 3 取扱金融機関は、前項の審査において、借入希望条件を変更することができる。

第11条の2 取扱金融機関は、第10条の規定により経営支援資金（別表第1項の表資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄4に該当する融資対象者に係るものに限る。）、セーフティネット資金（伴走支援型資金および経営力強化資金に限る。）、政策推進資金（別表第3項の表資金使途の欄事業承継資金、再生推進資金およびがんばる企業応援資金に限

る。) および短期事業資金に係る借入申込書類の提出があつたときは、その内容について遅滞なく調査および審査を行い、融資の適否を決定し、借入申込者および関係機関にその旨を通知する。

2 取扱金融機関は、前項の審査において、借入希望条件を変更することができる。

(協議会)

第11条の3 経営支援資金(別表第1項の表資金使途の欄設備資金または運転資金に該当する資金であつて、同表融資対象者の欄2に該当する融資対象者に係るものに限る。)

および開業資金について、取扱金融機関は第11条第2項の審査を行うに当たり、信用保証協会は第10条の規定による借入申込書類の提出があつた資金に係る第7条第2項に規定する信用保証の承諾に当たり、それぞれ必要と認めるときは、知事に別に定める協議会(以下「協議会」という。)による協議を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があり、必要があると認めるときは、前項に規定する協議会を開催しなければならない。

3 協議会は、協議を行ったときは、その結果を書面により、取扱金融機関、信用保証協会その他の関係機関に通知するものとする。

(融資の実行)

第11条の4 取扱金融機関は、第11条第2項または第11条の2第1項の規定により融資を行うことを適当と認めたときは、速やかに融資を実行する。

第11条の5 融資の実行が適当であると認められるものは、次の基準を満たしているものでなければならない。

(1) 融資対象者または融資対象事業がその将来性から判断して、貸付金の返済が確実であると認められるものであること。

(2) 過去において、経営責任者の放漫経営により倒産した事実がないものであること。

(3) 中小企業者で組織された共同組合等または中小企業者の組織する会社による申請の場合にあつては、役員および構成員相互の意志疎通が十分であり、かつ、協同化事業および協業化事業が円滑に行われることが確実に見込まれるものであること。

(4) 前各号に掲げるもののほか信用上重大な疑義が認められるものでないこと。

(融資に係る債権の取扱い)

第11条の6 第11条の4の規定により融資した資金に係る債権については、取扱金融機関がその責めを負うものとする。

(運用状況の調査等)

第12条 知事は、必要と認めるときは、中小企業者等および関係機関に対し資金の運用状況等について調査を行い、または報告を求め、その結果に基づいて繰上償還を指示する等必要な指示または指導をすることができる。

(融資状況の報告)

第13条 取扱金融機関は、毎月の融資状況を別に定めるところにより翌月20日までに知事に報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この告示は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 滋賀県中小企業振興資金融資要綱（昭和53年滋賀県告示第141号）、滋賀県経済環境対応資金融資要綱（昭和53年滋賀県告示第142号）、滋賀県下請企業振興資金融資要綱（昭和53年滋賀県告示第143号）、滋賀県中小企業体質強化資金融資要綱（昭和54年滋賀県告示第231号）および滋賀県産地振興資金融資要綱（昭和56年滋賀県告示第231号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の各要綱の規定に基づき行われた資金の融資その他行為は、その告示の相当規定に基づき行われた資金の融資その他の行為とみなして、この告示の規定を適用する
- 4 平成7年兵庫県南部地震による被害を受けた者として別に定める要件に該当する者に対して、平成7年2月1日から平成8年1月31日までの間に行われる経営合理化資金の融資については、別表1経営合理化資金の表融資対象者の欄中「中小企業者」とあるのは、「中小企業者等」とし、同表融資利率の欄中「年1.8%」とあるのは、「年2.6%」とする。この場合における融資決定の手続き、借入申込先および借入申込書類については、第10条、第11条第1項および別表の規定にかかわらず、別に定める。
- 5 平成7年11月1日から平成8年1月31日までの間に、別に定めるところにより元金返済猶予措置を受けた者に係る融資期間および償還方法については、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

資金の種類	資金用途	融資期間	償還方法
経営合理化資金	設備資金	8年以内	割賦償還（元金の返済を1年以内の期間停止することができる）
	運転資金	6年以内	
下請企業振興資金	取引適正化資金	4年以内	
開業資金	設備資金	8年以内	
	運転資金	6年以内	
組織強化育成資金	設備資金	1,000万円未満 8年以内	
		1,000万円以上 11年以内	

	運転資金	6年以内
	転貸資金	設備資金8年以内 運転資金6年以内
滋賀の新しい産業づくり促進資金	—	11年以内
先端設備・エネルギー対策設備導入資金	—	11年以内

6 平成8年腸管出血性大腸菌禍による被害を受けた者で別に定める要件に該当する者に対して、平成8年9月2日から平成9年2月28日までの間に行われる経済変動対策資金の融資については、別表7経済変動対策資金の表融資対象者の欄中「中小企業者等」とあるのは「中小企業者」とし、同表融資限度額の欄中「中小企業者2,000万円以内協同組合等2,500万円以内。ただし、転貸の場合は、1億円以内(組合員への転貸限度額は、1,000万円以内)なお、(2)および(3)の融資対象者の場合は、倒産事業者に対する関連債権額の範囲内」とあるのは「中小企業者2,000万円以内」とする。この場合における借入申込先、借入申込書類および融資の決定手続きについては、第10条第1項、第11条第1項および同表の規定にかかわらず、別に定める。

7 経済環境の変化により、一時的に売上高が減少して、経営の安定に支障が生じている者として別に定める要件に該当する者に対して、平成9年1月6日から同年9月30日までの間に行われる経営合理化資金の融資に係る融資限度額および融資利率については、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。この場合における融資決定の手續きおよび借入申込書類については、第10条第1項、第11条第1項および同表の規定にかかわらず、別に定める。

資金使途	融資限度額	融資利率
設備資金	設備資金および運転資金合わせて3,000万円以内	年2.6%
運転資金		

8 平成10年10月8日から平成14年3月31日までの間に第11条の9の規定に基づき、融資が実行された経済変動対策資金の融資（平成10年10月8日以後に第10条第1項の規定により当該融資に係る借入申込書が提出され、かつ、平成14年3月31日までに、第11条第1項の規定により当該融資に係る融資あっせん書が送付されたものに限る。）については、別表7経済変動対策資金の表にかかわらず、融資期間は「7年」とする。

9 西暦2000年問題に対応するための資金を調達しようとする中小企業者等で、別に定める要件に該当するものに対して、平成11年4月1日から平成11年12月31日までの間に行われる経営合理化資金の融資に係る融資限度額、融資利率、融資期間、償還方法、および担保・保証人等については、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。この場合における融資決定の手續きおよび借入申込書類については、第10条第1項、第11条および同表の規定にかかわらず、別に定める。

融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	担保・保証人等
-------	------	------	------	---------

所要資金の70%以内 で1,000万円以内	年2.1%	5年以内	据置期間6月以 内割賦償還	信用保証協会保証付
--------------------------	-------	------	------------------	-----------

- 10 平成10年7月7日から平成11年3月31日までの間に高島信用組合と融資取引があつた中小企業者等のうち、高島信用組合の事業を譲り受けた金融機関から資金を調達しようとする者で、別に定める要件に該当するものに対して、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に行われる経済変動対策資金の融資に係る融資限度額、融資利率、融資期間および取扱金融機関については、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。この場合における融資の決定の手続および借入申込書類については、第10条第1項、第11条および同表の規定にかかわらず、別に定める。

融資限度額	融資利率	融資期間	取扱金融機関
中小企業者 3,000万円以内	年2.3%	7年以内	滋賀銀行
協同組合等 5,000万円以内			滋賀県信用組合

- 11 平成13年11月28日以後に第11条の9の規定に基づき融資が実行された経済変動対策資金の融資（それぞれ平成14年3月31日以前に第11条第1項の規定による融資あつせん書が送付されたものに限る。）については、別表7経済変動対策資金の表にかかわらず、融資利率は、「年1.5%」とする。

- 12 平成24年6月11日から平成24年9月30日までの間に行われる政策推進資金（別表3資金用途の欄省エネ・再生可能エネルギー推進資金に該当する資金に限る。）の融資に係る資金用途、融資対象者および融資限度額については、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	資金用途	融資対象者	融資限度額
省 エ ネ ・ 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 推	別に定める省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備または電力対応設備の導入に要する設備資金（ただし、電力対応設備は平成24年8月31日までに設置するものに限る。）	省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備または電力対応設備を導入しようとする中小企業者等	1,000万円以内（ただし、電力対応設備の導入に要する設備資金については8,000万円以内）

進 資 金			
-------------	--	--	--

付 則

～省略～

付 則

- 1 この告示は、令和6年9月13日から施行する。

1 経営支援資金

資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	担保・保証人等	取扱金融機関	借入申込先	借入申込書類
<p>経営の合理化、体質改善等を図るため県内に設置する施設または設備（改築および修理を含む。）に要する資金（中小企業高度化資金の貸付対象となるものおよび土地のみを購入する場合に要するものを除く。）</p>	<p>1 次のいずれかに該当する者 (1) 中小企業者であつて、原則として直近2か年の平均経常利益が1,000万円以下であるもの (2) 協同組合等および中小企業者の組織する会社</p>	<p>融資対象者の欄の1に該当する者にあつては、設備資金は所要資金の70%以内で</p>	<p>融資対象者の欄の1または4に該当する者にあつては、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、10年以内)</p>	<p>7年以内 (ただし、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、10年以内)</p>	<p>据置期間1年以内割賦償還</p>	<p>融資対象者の欄の1に該当する者にあつては、取扱金融機関所定融資対象者の欄の2に該当する者にあつては、原則として、信用保証協会保証付融資対象者の欄の3または4に該当する者にあつては、信用保証協会保証付</p>	<p>商工組合中央金庫 滋賀銀行 関西みらい銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会</p>	<p>商工会議所 又は商工会（融資対象者欄1の(2)に該当する者にあつては中小企業団体中央会、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、取扱金融機関)</p>	<p>借入申込書（別記様式第1号）または借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 許認可、免許、登録等を必要とする事業にあつては、その許認可書等の写し（以下「許認可書等の写し」という。） 融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面 融資対象が建築物の場合にあつては、建築確認申請書の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 融資対象者の欄1の(2)に該当する者であつて、協同組合等の場合は、組合員の現状と実績書および組合員名簿、会社の場合はこれらに相当する書類 融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 融資対象者の欄の4に該当する者であつて、中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書</p>
	<p>2 中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号、第6号および第7号に規定する小規模企業者であつて、原則として直近2か年の平均経常利益が700万円以下であるもの</p>	<p>3,000万円以内、運転資金は2,000万円以内</p>	<p>融資対象者の欄の2に該当する者にあつては、年1.45%</p>	<p>融資対象者の欄の2に該当する者にあつては、10年以内)</p>	<p>据置期間1年以内割賦償還</p>	<p>融資対象者の欄の1に該当する者にあつては、取扱金融機関所定融資対象者の欄の2に該当する者にあつては、原則として、信用保証協会保証付融資対象者の欄の3または4に該当する者にあつては、信用保証協会保証付</p>	<p>商工組合中央金庫 滋賀銀行 関西みらい銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会</p>	<p>商工会議所 又は商工会（融資対象者欄1の(2)に該当する者にあつては中小企業団体中央会、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、取扱金融機関)</p>	<p>借入申込書（別記様式第1号）または借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 許認可、免許、登録等を必要とする事業にあつては、その許認可書等の写し（以下「許認可書等の写し」という。） 融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面 融資対象が建築物の場合にあつては、建築確認申請書の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 融資対象者の欄1の(2)に該当する者であつて、協同組合等の場合は、組合員の現状と実績書および組合員名簿、会社の場合はこれらに相当する書類 融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 融資対象者の欄の4に該当する者であつて、中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書</p>
	<p>3 次のいずれにも該当する者 (1) 中小企業信用保険法第2条第3項第1号、第2号および第6号に規定する小規模企業者であつて、原則として直近2か年の平均経常利益が700万円以下であるもの (2) 信用保証協会の小口零細企業保証を付けて事業資金を調達する者</p>	<p>融資対象者の欄の2に該当する者にあつては、設備資金と運転資金を合算して1,500万円以内</p>	<p>融資対象者の欄の3に該当する者にあつては、年1.25%</p>	<p>融資対象者の欄の3に該当する者にあつては、10年以内)</p>	<p>据置期間1年以内割賦償還</p>	<p>融資対象者の欄の1に該当する者にあつては、取扱金融機関所定融資対象者の欄の2に該当する者にあつては、原則として、信用保証協会保証付融資対象者の欄の3または4に該当する者にあつては、信用保証協会保証付</p>	<p>商工組合中央金庫 滋賀銀行 関西みらい銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会</p>	<p>商工会議所 又は商工会（融資対象者欄1の(2)に該当する者にあつては中小企業団体中央会、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、取扱金融機関)</p>	<p>借入申込書（別記様式第1号）または借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 許認可、免許、登録等を必要とする事業にあつては、その許認可書等の写し（以下「許認可書等の写し」という。） 融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面 融資対象が建築物の場合にあつては、建築確認申請書の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 融資対象者の欄1の(2)に該当する者であつて、協同組合等の場合は、組合員の現状と実績書および組合員名簿、会社の場合はこれらに相当する書類 融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 融資対象者の欄の4に該当する者であつて、中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書</p>
	<p>4 信用保証協会の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を付けて事業資金を調達する者</p>	<p>融資対象者の欄の3に該当する者にあつては、設備資金と運転資金を合算して1,000万円以内 融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、設備資金と運転資金を合算して8,000万円（中小企業信</p>	<p>融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、年1.45%</p>	<p>融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、10年以内)</p>	<p>据置期間1年以内割賦償還</p>	<p>融資対象者の欄の1に該当する者にあつては、取扱金融機関所定融資対象者の欄の2に該当する者にあつては、原則として、信用保証協会保証付融資対象者の欄の3または4に該当する者にあつては、信用保証協会保証付</p>	<p>商工組合中央金庫 滋賀銀行 関西みらい銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会</p>	<p>商工会議所 又は商工会（融資対象者欄1の(2)に該当する者にあつては中小企業団体中央会、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、取扱金融機関)</p>	<p>借入申込書（別記様式第1号）または借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 許認可、免許、登録等を必要とする事業にあつては、その許認可書等の写し（以下「許認可書等の写し」という。） 融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面 融資対象が建築物の場合にあつては、建築確認申請書の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 融資対象者の欄1の(2)に該当する者であつて、協同組合等の場合は、組合員の現状と実績書および組合員名簿、会社の場合はこれらに相当する書類 融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 融資対象者の欄の4に該当する者であつて、中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書</p>

		用保険法第2条第5項第4号または第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、1億6,000万円)以内							
運轉資金（中小企業高度化資金の貸付対象となるものを除く。）	同上	同上	同上	5年以内（ただし、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、10年以内）	据置期間6月以内（ただし、融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、1年以内）割賦償還	同上	同上	同上	借入申込書（別記様式第1号）または借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 融資対象者の欄の4に該当する者にあつては、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 融資対象者の欄の4に該当する者であつて、中小企業信用保険法第2条第5項第4号または第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては、同項の規定に基づく認定書

2 セーフティネット資金

資金使途	融資対象者	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	担保・保証人等	取扱金融機関	借入申込先	借入申込書類
設不況による売上等の減少 備および取引先の倒産等に 資対処することを目的に、 金経営の安定または経営の 改善を図るための資金 (土地のみを購入する場 合に要するものを除 く。)	次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から 第8号までまたは同条第6項のいずれかの規定 に該当する者として市町村長の認定を受けた 者 (2) 大規模災害、大型倒産など県内の経済状況 に深刻な影響が発生する可能性があるものと して知事が別に定める経済環境の悪化要因に より、経営の安定に支障を生じている者 (3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） 第2条第1号に規定する異常な自然現象により 直接被害を受けた者 (4) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号また は第5号の規定に該当する者として市町村長の 認定を受けた者であつて、信用保証協会の伴 走支援型特別保証を付けて事業資金を調達す る者 (5) 次のいずれかに該当する者であつて、信 用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて事 業資金を調達する者 ア 最近1か月間の売上が前年同月に比し て5%以上減少している者 イ 次のいずれかに該当する者 (7) 最近1か月間の売上高総利益率が前年 同月に比して5%以上減少している者 (4) 最近1か月間の売上高総利益率が直近 の決算に比して5%以上減少している者 (7) 直近の決算の売上高総利益率が直近の 決算の前期に比して5%以上減少している 者 (エ) 最近1か月間の売上高営業利益率が前 年同月に比して5%以上減少している者 (オ) 最近1か月間の売上高営業利益率が直 近の決算に比して5%以上減少している者	1億円以内 (ただし、中 小企業信用保 険法第2条第5 項第1号に該 当する者とし て市町村長の 認定を受けた 者にあつては 再生手続申立 等事業者に対 する関連債権 額の範囲内、 融資対象者の 欄(2)に該当 する者にあつ ては別に定め る額、伴走支 援型資金の融 資を受ける者 にあつては借 換資金と合算 して1億円以 内、経営力強 化資金の融資 を受ける者に あつては借換 資金と合算し て2億8,000万 円以内)	年1.0%	10年以内 (融資対 象者の欄 (2)に該 当する者 にあつて は別に定 める期 間、経営 力強化資 金の融資 を者にあ つては7 年以内)	据置期間 2年以内 (ただ し、伴走 支援型資 金の融資 を受ける 者にあつ ては5年 以内、経 営力強化 資金の融 資を受け る者にあ つては1 年以内) 割賦償還 (ただ し、伴走 支援型資 金または 経営力強 化資金の 融資(融 資期間が 1年以内 のものに 限る。) を受ける 者にあつ ては、一 括償還に よるもの とするこ	信用保証協会保 証付	商工組合中央金 庫 滋賀銀行 関西みらい銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 滋賀中央信用金 庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 京都信用金庫 京都中央信用金 庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組 合 京滋信用組合 近畿産業信用組 合 滋賀県信用農業 協同組合連合会	中小企業者 にあつては 商工会議所 または商工 会、協同組 合等にあつ ては中小企 業団体中央 会(ただ し、伴走支 援型資金ま たは経営力 強化資金の 融資を受け る者にあつ ては、取扱 金融機関)	借入申込書(別記様式第1号)または借 入申込書(別記様式第2号) 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写 し 法人の登記事項証明書の写し 融資対象者の欄(1)に該当する者にあつ ては、中小企業信用保険法第2条第5項 または第6項の規定に基づく認定書 融資対象者の欄(2)に該当する者にあつ ては、別に定める被害確認書 融資対象者の欄(3)に該当する者にあつ ては、市町村が発行する罹災証明書ま たは被災証明書 融資対象者の欄(4)に該当する者にあつ ては、中小企業信用保険法第2条第5項 の規定に基づく認定書 融資対象者の欄(5)アに該当する者に あつては、売上高減少要件確認書 融資対象者の欄(5)イ(7)から(7)まで に該当する者にあつては、売上高総利 益率減少要件確認書 融資対象者の欄(5)イ(エ)から(カ)まで に該当する者にあつては、売上高営業 利益率減少要件確認書 融資対象者の欄(6)に該当する者にあつ ては、「経営力強化保証」申込人資格 要件等届出書および事業行動計画書 誓約書(別記様式第3号) 融資対象に係る契約書の写しまたは見 積書の写し、カタログ、設計書および 図面

<p>(カ) 直近の決算の売上高営業利益率が直近の決算の前期に比して5%以上減少している者</p>			<p>とができる。)</p>		<p>融資対象が建築物に係る設備資金にあつては、建築確認申請書の写し</p>
<p>(6) 金融機関および認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者</p>		<p>7年以内 (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号または同条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者および融資対象者の欄(5)に該当する者にあつては10年以内、融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては別に定める期間、経営力強化資金の融資</p>	<p>据置期間 1年以内 (ただし、中小企業信用保険法第2条第5項第4号もしくは第5号または同条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者にあつては2年内、伴走支援型資金の融資を受ける者にあつては5年内) 割賦償還 (ただし、伴走支援型資金または経営力強化資金の</p>		<p>借入申込書(別記様式第1号)または借入申込書(別記様式第2号) 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 融資対象者の欄(1)に該当する者にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項または第6項の規定に基づく認定書 融資対象者の欄(2)に該当する者にあつては、別に定める被害確認書 融資対象者の欄(3)に該当する者にあつては、市町村が発行する罹災証明書または被災証明書 融資対象者の欄(4)に該当する者にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく認定書 融資対象者の欄(5)アに該当する者にあつては、売上高減少要件確認書 融資対象者の欄(5)イ(ア)から(ウ)までに該当する者にあつては、売上高総利益率減少要件確認書 融資対象者の欄(5)イ(エ)から(カ)までに該当する者にあつては、売上高営業利益率減少要件確認書 融資対象者の欄(6)に該当する者にあつては、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書および事業行動計画書誓約書(別記様式第3号)</p>

				を受ける者にあつては5年以内)	融資(融資期間が1年以内のものに限る。)		
借不況による売上等の減少 換および取引先の倒産等に 資対処することを目的に、 金既往借入金(伴走支援型 資金の融資を受けている 者のうち、新型コロナウイルス 感染症対応資金から借り 換える者および経営力 強化資金の融資を受け る者以外のものにあつ ては、元本返済が開始さ れた後6か月以上経過 し、かつ、遅滞なく返済 されているものに限 る。)の返済負担を軽減 して資金繰りを円滑化 し、経営の安定を図るた めの資金(土地のみを購 入した際に融資を受けた 資金を除く。増額につい ては、土地のみを購入す る場合に要するものを除 く。)	次の要件を全て満たす中小企業者等 (1) 次のいずれかに該当する者 ア 中小企業信用保険法第2条第5項第1号 から第8号までまたは同条第6項のいずれ かの規定に該当する者として市町村長の認 定を受けた者 イ 中小企業信用保険法第2条5項第4号ま たは第5号の規定に該当する者として市町 村長の認定を受けた者であつて、信用保証 協会の伴走支援型特別保証を付けて事業資 金を調達する者 ウ 次のいずれかに該当する者であつて、信 用保証協会の伴走支援型特別保証を付けて 事業資金を調達する者 (7) 最近1か月間の売上高が前年同月に比 して5%以上減少している者 (4) 次のいずれかに該当する者 a 最近1か月間の売上高総利益率が前年 同月に比して5%以上減少している者 b 最近1か月間の売上高総利益率が直近 の決算に比して5%以上減少している 者 c 直近の決算の売上高総利益率が直近の 決算の前期に比して5%以上減少して いる者 d 最近1か月間の売上高営業利益率が 前年同月に比して5%以上減少してい る者 e 最近1か月間の売上高営業利益率が直 近の決算に比して5%以上減少してい る者 f 直近の決算の売上高営業利益率が直近	2億2,000万 円以内(増額 分を含む。) (ただし、伴 走支援型資金 の融資を受け る者にあつて は設備資金お よび運転資金 と合算して1 億円以内(増 額分を含む。) 、経営力強化 資金の融資を 受ける者にあ つては、設備 資金および融 資対象者の欄 (1)ウまたは エに該当する 者にあつては、 10年以内)	年1.5% (ただし、伴 走支援型資金 または経営力 強化資金の融 資を受ける者 にあつては、 年1.5%以内 (固定))	7年以内 (ただ し、中小 企業信用 保険法第 2条第5項 第4号も しくは第 5号また は同条第 6項に該 当する者 として市 町村長の 認定を受 けた者お よび融資 対象者の 欄(1)ウ またはエ に該当す る者にあ つては、 10年以 内)	を受ける者にあつては、一括償還によるものとする。)		借入申込書(別記様式第1号)または借 入申込書(別記様式第2号) 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写 し 法人の登記事項証明書の写し 事業計画書 融資対象者の欄(1)アに該当する者にあ つては、中小企業信用保険法第2条第 5項または第6項の規定に基づく認定 書 融資対象者の欄(1)イに該当する者にあ つては、中小企業信用保険法第2条第 5項の規定に基づく認定書 融資対象者の欄ウ(7)に該当する者にあ つては、売上高減少要件確認書 融資対象者の欄ウ(4)aからcまでに該当 する者にあつては、売上高総利益率減 少要件確認書 融資対象者の欄ウ(4)dからfまでに該当 する者にあつては、売上高営業利益率 減少要件確認書 融資対象者の欄エに該当する者にあつ ては、「経営力強化保証」申込人資格 要件等届出書および事業行動計画書 融資対象者の欄エに該当する者であつ て、中小企業信用保険法第2条第5項 第5号に該当する者として市町村長の 認定を受けた者にあつては、同項の規 定に基づく認定書

	<p>の決算の前期に比して5%以上減少している者</p> <p>エ 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う者</p> <p>(2) 保証協会保証付融資（流動資産担保融資保証付融資を除く。）を受けている者で、借換を行うことで経営の改善が見込まれるもの</p>							誓約書（別記様式第3号）
--	---	--	--	--	--	--	--	--------------

									誓約書(別記様式第3号) 設備資金にあつては、融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場合にあつては、建築確認申請書の写し(融資対象者の欄(8)に該当する者を除く。)
事中小企業者等が、円滑な業事業承継を行うために必要な資金であつて、その継経営の相当程度の向上が資図られるもの 金	安定的な経営権の確保により、事業の継続を図る中小企業者等	1億円以内	年1.00%	同上	同上	同上	同上	中小企業者 にあつては 借入申込書(別記様式第1号) 事業計画書または経営承継円滑化法第12条に基づく認定申請書および知事の 商工会議所、商工 認定書の写し 会、支援ブ 県税に未納がないことを証する証明書 ラザまたは 許認可書等の写し 取扱金融機 最近の試算表 関、協同組 直前2期の決算書または確定申告書の写 合等にあつ し ては中小企 法人の登記事項証明書の写し 業団体中央 誓約書(別記様式第3号) 会または取 設備資金にあつては、融資対象に係る 扱金融機関 契約書の写しまたは見積書の写し、カ タログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場 合にあつては、建築確認申請書の写し 別に定める書類	
S 社会的課題の解決に資す D る産業分野の事業を営む G 中小企業者等が事業の拡 s 大に要する設備資金また 描は運転資金であつて、当 進該産業の振興が推進され 企るもの(設備資金にあつ 業ては、土地のみを購入す 応る場合に要するものを除 援く。) 資	知事が別に定める社会的課題の解決に資する産 業分野の事業を営んでいる中小企業者等で、当 該分野においてさらなる事業の拡大を図るもの	同上	年1.25%	10年以内 (運転資 金にあつ ては、5 年以内)	据置期間 2年以内 (運転資 金にあつ ては、1 年以内) 割賦償還	同上	同上	中小企業者 にあつては 借入申込書(別記様式第1号) 事業計画書 商工会議所 県税に未納がないことを証する証明書 または商工 許認可書等の写し 会、協同組 最近の試算表 合等にあつ 直前2期の決算書または確定申告書の写 ては中小企 し 業団体中央 法人の登記事項証明書の写し 会 誓約書(別記様式第3号) 設備資金にあつては、融資対象に係る 契約書の写しまたは見積書の写し、カ	

金									タログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場合 にあつては、建築確認申請書の写し
再滋賀県中小企業活性化協 生議会の支援等により策定 推された経営改善計画に基 進づく事業を行うために要 資する資金であつて、中小 金企業者の再生が推進され るもの（土地のみを購入 する場合に要するものを 除く。）	次のいずれかに該当する者 (1) 滋賀県中小企業活性化協議会の支援により 策定された経営改善計画に基づく事業を実施 する者 (2) 金融機関の支援により策定された経営改善 計画に基づく事業を実施する者であつて、信 用保証協会を利用している中小企業者の再生 支援を図るため信用保証協会に設置される会 議において今後の企業再生が見込まれると判 断されたもの (3) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号） 第134条に規定する認定支援機関の指導または 助言を受けて作成した事業再生の計画等に従 って事業再生を行う借換資金が必要な者	1億円以内	金融機関所定	10年以内 (特に必 要な場合 にあつて は、15年 以内)	据置期間 2年以内 (融資対 象者の欄 (3)に該 当する者 にあつて は、5年 以内) 割賦償還 (特に必 要な場合 にあつて は、一括 償還)	信用保証協会保 証付	同上	取扱金融機 関 借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 経営改善計画書の写し 信用保証協会および取扱金融機関所定 の書類 誓約書（別記様式第3号）	
C別に定める省エネルギー C設備または再生可能エネ 2ルギー設備等もしくは ネCO2排出量削減に取り組 ッむために必要な設備の導 ト入に要する設備資金（土 ゼ地のみを購入する場合に 口要するものを除く。） 推 進 資 金	省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備お よび蓄電池ならびにCO2排出量削減を図るために 必要な設備を導入しようとする中小企業者等	1,000万円以 内（蓄電池に あつては、 8,000万円以 内)	年1.0%	10年以内	据置期間 2年以内 割賦償還	取扱金融機関所 定	同上	中小企業者 にあつては 事業計画書 商工会議所 県税に未納がないことを証する証明書 または商工 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写 し 業団体中央 法人の登記事項証明書の写し 会 誓約書（別記様式第3号） 別に定める申込書類 融資対象に係る契約書の写しまたは見 積書の写し、カタログ、設計書および 図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場合 にあつては、建築確認申請書の写し	

<p>が金融機関の支援を受けて ん策定した物価高騰等の影 響からの回復を図る事業 る計画（以下「影響回復事 企業計画」という。）の実 業施に必要な資金 応 援 資 金</p>	<p>金融機関が第三者機関からの保証を利用せずに 行う融資（以下「保証無し融資」という。）を同 時に受け、影響回復事業計画を実施する中小企 業者等</p>	<p>4,000万円以 内（ただし、 同時に受ける 保証無し融資 の額の2倍以 内の額である こと。）</p>	<p>年1.5%以内 （固定）</p>	<p>10年以内 （ただ し、原則 として同 時に受け る保証無 し融資の 融資期間 の2倍以 内の期間 であるこ と。）</p>	<p>同上</p>	<p>信用保証協会保 証付</p>	<p>同上</p>	<p>取扱金融機 関</p>	<p>借入申込書（別記様式第2号） 事業計画書 県税に未納がないことを証する証明書 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の 写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 設備資金にあつては、融資対象に係る 契約書の写しまたは見積書の写し、カ タログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金の場 合にあつては、建築確認申請書の写し</p>
<p>D経営課題の解決や生産性 Xの向上を目的として、デ ジタル技術の活用やシス テムの導入等により、D タXに取り組み、成長・競 争力の強化を図る際に、 推必要となる設備資金およ び運転資金 資 金</p>	<p>デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取 り組み、経営課題の解決や生産性の向上を目指 す中小企業者等</p>	<p>3,000万円以 内</p>	<p>年1.5%以内 （固定）</p>	<p>10年以内</p>	<p>据置期間 2年以内 割賦償還</p>	<p>取扱金融機関所 定</p>	<p>同上</p>	<p>中小企業者 にあつては 商工会議所 または商工 会、協同組 合等にあつ ては中小企 業団体中央 会</p>	<p>借入申込書（別記様式第1号） 事業計画書 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の 写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 別に定める申込書類 融資対象に係る契約書の写しまたは見 積書の写し、カタログ、設計書および 図面</p>

4 短期事業資金

資金用途	融資対象者	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	担保・保証人等	取扱金融機関	借入申込先	借入申込書類
運転資金 商品の仕入れ、代金決済、従業員の給与等に要する運転	中小企業者（原則として直近2か年間の平均経常利益が1,000万円以下であるものに限る。）、協同組合等	1,500万円以内	年2.2%	1年以内	割賦または一括償還	取扱金融機関所定	商工組合中央金庫 滋賀銀行 関西みらい銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫	取扱金融機関	借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 保証協会および取扱金融機関所定の書類 誓約書（別記様式第3号）
手形・電子記録債権割引 親事業者から下請代金として受け取った手形期間が150日以内の商業手形または発生記録における電子記録の年月日から電子記録債権の支払期日までの期間が150日以内の電子記録債権の割引	支援プラザに受注企業として登録している下請事業者	1,500万円以内	年2.2%	150日以内	商業手形または電子記録債権による決済	取扱金融機関所定	湖東信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会		借入申込書（別記様式第2号） 支援プラザ登録通知書（申込窓口で提示） 当該手形の振出しまたは当該電子記録債権の発生の原因となった商取引を証する書類の写し 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表および直前2期の決算書 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号）

原油価格・物価高騰対応資金	原油価格や原材料価格の上昇による経済環境の悪化に対処し、経営の安定を図るための、商品の仕入れ、代金決済、従業員の給与等に要する運転資金	中小企業者（原則として直近2か年間の平均経常利益が1,000万円以下であるものに限る。）、協同組合等であつて、原油価格や原材料価格の上昇による影響を直接または間接に受けているもの	1,000万円以内	年2.2%以内（固定）	1年以内	割賦または一括償還	信用保証協会保証付		借入申込書（別記様式第2号） 県税に未納がないことを証する証明書 保証協会および取扱金融機関所定の書類 誓約書（別記様式第3号）
---------------	---	---	-----------	-------------	------	-----------	-----------	--	---

6 緊急経済対策資金

資金使途	融資対象者	融資限度額	融資利率	融資期間	償還方法	担保・保証人等	取扱金融機関	借入申込先	借入申込書類	
設 備 資 金 運 転 資 金	設 備 資 金 運 転 資 金	次のいずれかに該当する中小企業者等（セーフティネット資金の融資対象者に該当する者および中小企業者にあつては、原則として直近2か年間の平均経常利益が1,000万円を超える者を除く。） (1) 最近1か月間の売上高が前年同月、前々年同月または3年前同月に比して5%以上減少している者 (2) 直近決算期における売上総利益または営業利益が前年、前々年または3年前に比して5%以上減少している者 (3) 為替相場の変動により影響を受けている次に掲げる者 ア 円高の影響によつて、原則として最近1か月間の売上高が前年同月に比して10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる者 イ 円安による原油価格または原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っている者 (4) 新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響またはウクライナをめぐる国際情勢の変化による原油価格または原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず	5,000万円以内	年1.25%	7年以内	据置期間 1年以内 割賦償還	信用保証協会保証付	商工組合中央金庫 滋賀銀行 関西みらい銀行 大垣共立銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫 湖東信用金庫 滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合 京滋信用組合 近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会	中小企業者にあつては 商工会議所 または商工 会、協同組 合等にあつ ては中小企 業団体中央 会	借入申込書（別記様式第1号） 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 別に定める申込書類 融資対象に係る契約書の写しまたは見積書の写し、カタログ、設計書および図面 融資対象が建築物に係る設備資金にあつては、建築確認申請書の写し
									借入申込書（別記様式第1号） 県税に未納がないことを証する証明書 許認可書等の写し 最近の試算表 直前2期の決算書または確定申告書の写し 法人の登記事項証明書の写し 誓約書（別記様式第3号） 別に定める申込書類	

	ず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近1か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同月を上回っている者						
借換 資 金	<p>経済環境の悪化による売上または利益の減少に対処することを目的に、既往借入金（元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ、遅滞なく返済されているものに限る。）の返済負担を軽減して資金繰りを円滑化し、経営の安定を図るための資金（土地のみを購入した際に融資を受けた資金および増額における土地のみを購入する場合に要するものを除く。）</p>	<p>次のいずれかに該当する中小企業者等であつて、保証協会保証付融資（別に定める保証付融資を除く。）を受けており、借換を行うことで経営の改善が見込まれるもの（セーフティネット資金の融資対象者に該当する者を除く。）</p> <p>(1) 最近1か月間の売上高が前年同月、前々年同月または3年前同月に比して5%以上減少している者</p> <p>(2) 直近決算期における売上総利益または営業利益が前年、前々年または3年前に比して5%以上減少している者</p> <p>(3) 為替相場の変動により影響を受けている次に掲げる者</p> <p>ア 円高の影響によつて、原則として最近1か月間の売上高が前年同月に比して10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれる者</p> <p>イ 円安による原油価格または原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っている者</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止のための措置の影響またはウクライナをめぐる国際情勢の変化による原油価格または原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価の</p>	8,000万円以内	年1.5%	10年以内	据置期間 2年以内 割賦償還	<p>借入申込書（別記様式第1号）</p> <p>県税に未納がないことを証する証明書</p> <p>許認可書等の写し</p> <p>最近の試算表</p> <p>直前2期の決算書または確定申告書の写し</p> <p>法人の登記事項証明書の写し</p> <p>事業計画書</p> <p>誓約書（別記様式第3号）</p> <p>別に定める申込書類</p>

	うち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近1か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同月を上回っている者								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--